○経済産業省令第七十号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置） **第三条**　法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　（略） 二　特定重要物資等の供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置 （関係者に対する協力の求めの申出） **第九条**　法第十一条の二第一項の規定による申出をしようとする認定供給確保事業者は、様式第十一の二による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （定期の報告） **第十条**　法第十二条の規定により認定供給確保計画の実施状況について報告をしようとする認定供給確保事業者は、当該認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に様式第十三により経済産業大臣に報告をしなければならない。 （取組の実施の支障時等の報告） **第十一条**　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、法第十一条の二第一項の規定による申出をする場合はこの限りでない。	（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置） **第三条**　法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　（略） 二　特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置 （新設） （定期の報告） **第九条**　法第十二条の規定により認定供給確保計画の実施状況について報告をしようとする認定供給確保事業者は、当該認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に様式第十三により経済産業大臣に報告をしなければならない。 （取組の実施の支障時等の報告） **第十条**　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。

様式第一を次のように改め、様式第十一の二を次のように定める。

様式第一（第２条第１項関係）

供給確保計画の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住所
名称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　名称等

申請者の氏名又は名称
代表者名（申請者が法人の場合）
資本金の額又は出資の総額
常時使用する従業員の数
法人番号（申請者が法人の場合）
日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号
担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、代表申請者を明確にした上で、申請者ごとに欄を追加して記載。

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資
特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①
特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②

（注）３以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。